

# 陸 羯 南 の 條 約 改 正 論 (下)

稻 葉 克 夫

## 四 國際法觀と國命說

### (A) 國際法について

最近國際法の発達によつて國際的競争が減少したというが一体、國際法とはいかなるものか、誰が定めたものか、東西何れにも平等に適用されるものか、と曰國際論の中に一篇を設けて論じている。羯南は久しく欧米列強の横暴ぶりを体験したことから決して表面的な觀察の仕方をしていない。

現存の國際法が基調をキリスト教にとり、白色入種間の慣例であり、欧米諸国のみのお約になつた條款であり、欧米にあつてのみ本来の効力を發揮しているものであることを見抜いている。

又現実の世界そのものにキリスト教國、白種人種、ヨーロッパ州という特權國民があり他諸國民

を劣等視するという旧時代の考え方が残っている。國際間には博愛、平等、という原則がまだ成立していかない。今の國際法はかゝる現実に立脚したものである。従つて「其の土を履む者は其の法に服すこと、是れ國際法の原則」というのに東洋諸國はその主權の行使を抑えられている。それは合意の契約によつたのだというが、しかし幕末の我が國の例をみるまでもなく何と脅迫、強要によるそれが多かつたことか。

又キリスト教國に非ざる國民は他國の人民を其法律にて裁判する権利がないとして領事裁判権を是認、辯護しているが、それなら非キリスト教國は國際法に従わなくてもよいかという教入のみで便とさる場合は非キリスト教國にも適用される

のである。全くこれでは国際法とは欧州の家法で世界の公法ではないといえる。

「東洋に固するものは自ら甘んじて断捨御免の下に立つべきか、若くは自ら平先して此の両疾制を撤去することに努むべきか、若くは国際法の恵を享受せん爲に改化を図るべきか」の一を採つて今後の討を爲さざるを得ないのである。

獨南は国際公法を正理、公道に基ずかせ、欧州の家法であるのを世界の公法たらしめようと希望するのであるが、そのためには狼吞は勿論、蚕食も退け、永く我國の独立を保ち、自ら率先して世界の公道を明らかにしなければならぬ。それが亦日本帝國の錫命にして祖宗の遠猷に合するものとしてゐる。

欧州諸國の古例を集めて潤飾したものに過ぎない国際法を改入以外のものが金科玉条とみるのは迂の極であるときめつけ、入尙世界の公道に違わざる以上は前例の有無は向う必要はないという獨南もそれだからといって攘夷的な、中華的な偏狹な立場をとっているのではない。

・ 当時の世界を動かす主導権がどこにあるかをはつきりめきまえ、一応便宜としてゞも彼等のいう国際法に順えば彼等の乗する口実を防げるわけだから妄りに羨うことのないよう注意している。

国際法の他に国際例というものが国際間で重軽視される。万國の通義という謂である。だが固にはそれそれ特殊な事情があるのだからヨーロッパの通義、趨勢を世界のそれとして盲従するのは固の前途を危うくするものである。日本の政事家はその通ちをおかしているのである。

西洋と東洋の思想の違いは領事裁判権の向題でもわかる。東洋人がえを容れたのは西洋人を賤めたからである。<sup>\*</sup>西洋の所謂公法からみれば之は獨立國の体面を汚すものだが東洋の國際例においては劣等入種を取扱う方法なのであり、利害は暫く措いて名分をみると、決して今日考えてるような面ばかりのものでは無かつたのである。

獨南は国際法の基調に万人が納得しうる正義を求めた。しかし現實の國際法は極めて十九世紀的な体臭の強い、異質的なものであった。彼は儒教・新洋人が設けたのは東洋人を賤めたからである。

的道德論者ではなかつたし、政米仕込みの政論家でもなかつた。勿論前近代的な徳義や崇敬を政治の根柢にしたり、又理詰めな権利とか義務とかを吹聴する者にも與しない。理性と感情の相調和した政治を画いており国際政治に於ても同様である。それ故国際間のことでも人間感情を無視した法解釈を厭い、冷静な判断を失して感情論に走ることも蒙りにいましめている。

批判精神を失った軍大主義者に対しては慶国の情より舌鋒鋭く譏刺すると共に、しかも現実の国際社会の力関係を知り、現実と希求するところのものとの調和に苦心している。これが極めて現実主義的な改革論者たる彼の真面目であろう。

### (B) 国命説について

羯南が二十年代に条約改正問題で論争をした頃は、既に日本の思想の在り方に大きな裨がはめられていたから、そこではもはや明治初期にみられた、各々がミルを、スペンサーを、ルソーを祖述し、ブルンチユリーで反論を展開する如き性格のものではなかつた。勿論条約問題は直接的には政策

の争いであり、理論本位のものではない。しかしそこには明治初期に受容された諸思想が、裏腹の瘦せた土地で辣刃な絶対主義政权の力によつて大きく矯められて変容した姿を現わしていた。羯南自身の思想も時代の生んだ落し子であるし、相手の政化論者に対しても同様のことがいえよう。

すべてにわたる西洋濠越という觀念は、欧州の優位を十九世紀の趨勢として無批判に受け取れている軍大主義者、政化論者にはもとより尙題にならぬことであるが、各々の国の存在意義を認め、従つてその独立を強調する羯南にとつては黙視しえぬことであつた。

こゝに於て羯南は「国命」という説を打ち出したのである。それは特定の国家が、特定の時代、特定の地に存任する以上、それを生んだ歴史の必然性からして特定の存任意義、いうならば世界史に対して果す独得の国家使命があるはずだということである。

彼は日本の国命の誤明として明治廿六年のヤマト議會の際に、伊藤元勲内閣と民党との抗争を中止せ

しめた詔勅を持って来ている。即ち祖宗の遺徳としてハ茲意守の精神をもつて来、それを説明して六合を兼ぬハ茲を掩小とは國化を世界に弘めて王道を寰宇に紆ぶるの謂とし、之が日本の國命であるをみた。

彼がハ茲意守という場合、それは受け身の曰本入に勇氣を与える様り所としてのものであつて、所謂「國體の本義」に逐べられる如き意味のものとは異なる。國體ということについて、國粹主義の觀念論とは違つて、「國の生存亦た人の生存の如く自ら限界あり」としてゐる。君主権についてもそれを非常に制限されたものとみてゐるのである。

ヨーロッパ流に優勝劣敗を天則とし、自然淘汰を世の趨勢と云う者が日本にもある。彼等はその劣等國、劣等入種とはヨーロッパ以外のすべての國、勿論日本も入るものであることに気がつかない。劣等は淘汰しなければならず、劣等入種は世界より追放しなければならぬ。やうではない。何人、何國にも世界の文化に贊助する義務がある。

又欧米人の無礼的称呼を甘受しないのが我々の義務であり、國命を重んずるゆえんである。國の盛衰は朝野の入士が「國命」を解するの存熱に關するのであり、我々日本人は「國命」を知り、君臣の智をつくして國の生存を永くしなければならぬと説く。

彼においては輸出入の増殖、人口の増加、その他諸種有形の新物の増加は國の進歩とはならぬかつたのである。

#### 五、國際論の根柢にあるもの

##### (A) 日本主義とその背景

檣南の本領はいうまでもなく日本主義にある。二十年代の國權論は決して復古、反動、國粹一色に片づけられるものではなく、民権運動との連関を常に考えに入れておかねばならない。

國權論者といわれる彼の場合も、その代表的な政論であり、今なお異彩を放つてゐる「近時憲法考」は「近時政論考」は「自由主義如何」等をひもとくならば、そこには自主民権運動の成果が見事に

損取されていることに護しも気づくであろう。

彼において特に他の国権論者や民権論者に比して優れているのはオーストリアに歴史的感覚において、オーストリアに欧米資本主義社会の理解においてである。彼の所論の帰する所は国民統一国家を建設することであつた。至上命令は国家の独立でありそのため国家の統一であつた。

彼の如く考へる考えの形成過程を知るには、我々は十九世紀のヨーロッパ諸国の国民主義や世界政策を、特に独逸、伊太利のそれを完全に考慮に入れなければならぬ。

彼の条約改正論や日本主義についての論文は前掲のものや「国際論」他、数多くあるが内政、外政を貫く根本精神を一稿にまとめたものは明治二十二年十一月三十日と十二月三日にかけて毎日本紙上に掲載した「国政の要義」(上、下)であらう。

彼はこの中で自分が一義に希望するものは「国民の統一及び独立を鞏固にして以て世界の文明を計ることに力を致さん」とであり、日本の政

治はすべてこれに集約されたものでなければならぬと説く。その為には党名、党議を固むず日本国民の政治的、法律的、道義的、社交的統一及び独立に盡力するものと下手を握るものであり、従つて彼においては、立憲政体も政黨内閣もその統一、独立のための方法にすぎないと言いつて

いる。の、るところに彼が大きく諸派勢力を条約改正問題に動員した理由があり、更に當時の人々が如何に濃厚な危機意識へ勿論各派各様に濃淡の差はあるし、中の広い狭いもある。更には當時の藩閥政府に対する不満も氾濫しているわけである。を持つていたか、伺われる。又彼自身のもつ思想的限界も中には示されているわけでもある。しかし、我々はかかる時代に国論を集中させ、国内在野勢力を結集せしめ得たこと自体を高く評價しなければならぬと思ふ。

彼は統一をなす方法として内政においては国家、皇室、内閣、議會を国民的ならしめなければならぬと説く。国民的国家とは出入又は地方を國家

を形成する有機的分子とみる考え方であり、個人、地方を国家の道具とみる器械的國家に対して、機関的組織の國家をいう。故にその権利及び自治を充分に尊重し、固有の能力を發展せしめることは「國家の隆盛を謀るに於て已むべからざる要義へ傍点稲葉」とみる。

君主権を拡大して民権を抑えようとする立場を否定し、民権と君権は並存するものとしてゐる。

この場合の君主は英國型のそれではない。大権を擁した君主である。しかし實際の行使の場に於ては議會、國民によつて制約されるものとみている。彼は君民偕和を説き、皇室と平民を近づけ皇室を國民全体のものとする必要を強調する。

オ三に内閣は天皇、臣民に対して責任を負うもので、常に輿論を聞き入れて進退する慣習を持つるものでねばならない。

オ四に衆議院については各は國民的だが實は官人、貴族、富民の会合である。今世紀最大の問題は素封社会と労働社会との対立である。従つて我が國でもかゝる事態を惹き起さぬようにするには

參政权をもつて玄めて貧民層にも國家機關にたずさゆる機会を与えなければならぬと説く。

更に外交に關しては

(一) 外交政略は日本國民の名譽、利益を主眼とし、其の余力を博愛旨義に致すことを勉むべし。

(二) 日本固有の文物、制度を保護、發育して以て世界の公益に資することを勉めざるべからず。

(三) 公正手段を以て國權の回復を謀り、穩和手段を以て其の擴張を計るべし。

この三原則をその要義としてゐる。

「日本」創刊のことばにもあるように獨南等國民主義派の外國文物に対する態度は、要するに自由も平等も天賦の人權も皆尊重しなければならぬのは分かつてゐる。欧米では特に理學、經濟、實業の事が進んでゐるのでそれらを受容するにやぶさかではない。しかし採用するのは「只日本の利益及び幸福に資するの實あるを以てす」るのである。

越南の思想において尙題となるのは、彼がその所論において常に判断の基準としている国家や国民の实体をどのように考えているかである。

勿論封建制が倒れて僅か二十年、いたすらに政米の刺戟強くして、経済、思想、外交、軍事等に自主的な力を所持できなかった当時においては止むを得なかつたことであるが、彼の場合の国民という觀念や国家という意識は極めて自然發生的、包括的であるといわなければならぬ。日本という土地、日本人という血、それらの上に築かれた文化、それらを貫き流れる精神、之等を統合したものの、表面的にまとめたものである。

彼とても国内の諸々のことに対してもつとむつと鋭い論評を加えたかつただろうが、対外向題が急である今、兄弟頂にあい文めぐの愚をおかしたくなかつたのであろう。この事は国民觀念を論ずる時に繰り返し強調しているのである。国民とは君民合同のことであるとか、その中では貴族、平民、民権、君権が塩梅、調和、統一されるとか、更に国民性の特長の中にも君臣調和、君臣偕和と

いうことを述べている。国内の対立、抗争が久しく続いた。独、伊がよく一國の統一をなしたのは国民的觀念が旺んになったからであるとしている。彼の苦慮する対立、抗争というのは自由民権運動を体験した所産であらう。

彼の所論を窺つて感ずることは、彼の思想全体が未分離、包括的であり、その中には種々の異なる方向への発展の可能性、萌芽を併存、潜在していることである。かゝる彼の限界、特徴は彼の儒教的素養から生じたことであると共にやはり明治二十年代という歴史的發展段階からも想定されることである。しかし越南は日本の思想界の転換期であつた日清戦争後、大多数の国権論者や開明論者が陥つた全体主義、国家主義、侵略主義への道を掃き清める役はしなかつた。

彼は条約改正が一志陸奥宗光の手に成つた以後は目を国内向題にむけ、三国干渉責任論や、特に日本の文一期言論解放運動の頂点といわれた新聞紙条例改正（特に内務大臣の発行禁止条項削除）運動に活躍し、更に国家社会主義を論じ、自らの

立場をのべ、軍拡問題を批判し、足尾銅山の鉉毒事件など、漸く顕著になつた社会問題に関心をむけていった。彼の基本を流れるものは限定的だがヒューマニズムであつたといえよう。

しかし羯南の言論活動は三十年代に入つて二十年代の華々しさが失われたことは覆い難い。それは健康に慮まれなかつたということ、新聞経営が不振だつたということ、政米と清韓旅行に日時が費されたこと等も大きく原因するが更に思想上のゆきづまりも大きく影響していると思う。

日清戦争以後の日本の思想界は蘇峰の変節でも有るなように急激に對外膨脹論者、国家主義者のリードする所となり、更に日本主義の内容も高山樗牛に代表されるように熱烈な国家主義的、そして浪漫主義的色彩を帯びたものになつていた。變節はむしろ現実主義者であり、對外擴張の立場はとるがそれは国権を侵害された立場におけるものであり、政米のせん兵となつて中国に臨むのを拒否し、對外侵略論には與せず、士道に篤していた。時代の主流から離れた存在となつたことは否めな

いか首尾一貫した節操を持たつたわけである。

(B) 羯南の國際感覺

——三ノ口ツパの二面性論——

再版國際論自序に「交際は有無相通じ、短長相補うため各々その天稟の才を伸ばすためである。交わりには礼がある。許否は我が意であつて「我」を探ちて乱れることなきようにしなければならぬ。雑活の利害早速は問題ではない。このようにして雅居を許すかが問題であり、このための適正な方策をとるには國際の道理を知る必要があるし、又現行条約の範圍内における日本の権利並びに侵蝕されているものの回収を画るのが最急の務である。このように「我」を固持して厳正なるものは利害を問はずして先ず名分を見る。」とのべる如く外國との交際において、国権優先や名分論を強調するのは大隈宗反對以来の変らぬ彼の國際論の基調である。彼が國の権利を特に重んずるのは、それそれの國家の存立に大きな意味を見出してゐるからであり、「國として人類に対する最高の義務は如何にせば文化が野蛮に打勝つべきかを監視



するにありし、一國の真文化は万邦の半文化に  
降るしのである。従つて「一部の人類に傳授を表  
するも一國の文化を乱されては人類全体に益な  
い故に自國の保全をばへんに優先させたのである。  
（國際論補遺）又彼の名分論が決して儒教流の道  
徳的な形式的なものでなく、國等者流の偏狹な國  
家觀から引き出されたものでもなく、極めて現実  
的、實踐的の要性から生れたものであり、それは  
明治の民族主義の癡癡であり、反種民主義、反帝  
國主義であり、前向きなもの、活動的、建設的な  
ものであったことを高く評価してよいと思う。

國際法の道理として國際法や國際例を研究し、  
「國際手段としての「狼吞」「蚕食」の理論、更に  
保護貿易論、平和思想、等々範圍にわたつて論旨  
を述べているがそれらの裏づけをなしたのは彼の  
豊富な歴史認識であつた。彼は世界の流れを次  
の三段階に分ける説に賛成している。即ち、征服  
時代、開放時代、整理時代。しかし現代は整理  
時代でありこの時代は前代の世界主義がナポレオ  
ンに与されたにより國民主義を再興させ、國權

論を復活させた。前代の主流であつた四海兄弟主  
義に排他自衛の原則を整理、共存させる時代であ  
る。

日本の場合も幕末は排他心盛んであり、従つて  
攘夷が行われ、次いで明治初期は四海兄弟心（博  
愛主義）の長せし時であり、従つて改化思想が盛  
んであつたが、今は博愛心の傍らに愛國心の長ず  
るの時である。従つて「外國人を敵人視するの時  
は既に遠く過ぎ去」つた。「世界の大局は博愛と  
平和の方向に趨きするが如く、經濟上の点よりみ  
れば國の建つるの洒さえ其幾何なるを疑うべきが  
如くなるも所謂政治家なるものが其功名心を抱き  
て各國の政府に危座する間は、特に今日東洋に國  
するもの未だ枕を高くする能わざるべし」「諸強  
國は皆代議政体なり、立憲政体なりと雖も今日の  
世は尚代議政体及立憲政体と大望的政治家及び侵  
略的政治家と並立し得るの時なり、人民各自の望  
みと政府の望みとは、特に外交の桌において未だ  
一致し得ざるの時なり（外國入論）」と欧米の帝  
國主義、植民地主義を警戒している。なお滿南が

人民各自の望みと政府の行動とを區別したのは一見識を誇れるものではないだろうか。

『国際論補遺』において彼は改州の平和思想の発展とその限界を、今日なお色彩を放つ非常な適確性をもつて系統立て、論じているが、その間に窺われる彼の思想こそ彼の所信を貫徹くものとして併せて校訂されなければならぬだろう。

『国際論補遺』は彼の思想の根柢を知るために非常によい手掛りを与えてくれるが、その第一章矛盾の中に調和あり、の中で「何事も矛盾なるこそ世の中なるめ」しかも「矛盾の中に自ら調和あるは人類世界の由りて立つ所らし」として以下説明している。

理論と実践の相俤めぬことを例えは「理論を以てすれば四海兄弟なれども之を實踐にみる時は即ち西隣仇敵なるが如し」といふ『続外國論』では、破壊的器具の進歩する表面には生産的作用の益々発達すること、侵奪攻略の流行する裏には博愛主義の益々拡張すること、社交上の四海兄弟が政治上の弱肉強食であることを述べている。

国際社会のこのような二面性を認識している彼の思想が自ら国権論中心になつたのは当然ともいえよう。反面中の広い考え方も結局はこのような認識と相まつていたのである。

彼の平和思想に對する理解がどの位深かつたかを知る手掛りとして『国際論補遺』の第三章万国平和の争正に引用され、紹介されている人名、書名を調べることも意味があろう。その中には、自然法の父、国際法の祖といわれるグロチウス、国際主義の初期を代表するウイリアム・ペン、『永久平和案』を書いたサン・ピエール、啓蒙主義者のヴォルテール、『永久平和について』を書いたカント、『國權論』で自由主義経済を唱えたアダムスミス、や、古くは十七世紀初頭のアンリ・ド・ロシエリーの討國案、十五世紀のホヘミア王ポダイエスラッドの案等にふれ、更に仏革命の際のミラボールの演説や人権宣言の高邁な理想も語られている。その視野の広さには今更の如く驚嘆させられるものがある。

ヨーロッパではかゝる平和主義が理論としては

かりでなく学芸、技芸、版权、特許、商標、教育、監獄、衛生、郵便連合、赤十字、万国博覧会等、実践においてそれが実現されておるとしヨロコッパの平和主義を高く評価している。

勿論ヨロコッパの平和主義の限界については繰り返しのへてはいるが、なお「思想の高尚は範圍の偏狭に富せらるることなし」ラテルニエチは人類の美徳であり、えは彼が窮極においてよるところの皇旨「六合を包ぬ、八紘を覆ふ」に違ふものであった。彼はかゝる理想実現のためには「國も亦人の如く高貴に墜れず遺憾なし」とさへい、切った。こゝに錫蘭の國權論が單なる國家至上主義や侵略主義でない面目が躍如としている。

彼の思想を形成するに外部からカのあつたのは欧米の世界政策であつたが更にそれに激しさを加えたのは安政、嘉永以来日本を半植民地視している在留外人の非礼ぶりであらう。道義を重んずる彼にはそれは耐えられない屈辱であつたらう。

在留外人に対しては「外國入論」「続外國入論」中で辛辣な批判を行っている。外人のモラルはキ

リスト教にあるのであって、その束縛のない東洋では彼らは檻から出た野獸の如く振るまつている。特に酒色の欲に致つては最もその放恣を極めていゝる。しかるにかゝる碧眼紅毛を我が政府、上流社会は貴賓視し従つて日本人多数も亦その風を感受し、日本社会の秩序を紊乱せしめている。外人裁判官任用に彼が反対した理由の一つがこれにもあつた。しかし彼の在留外人攻撃を單なる感情論とみるのは勿論皮相的な觀察である。彼は在留外人を象徴とした先進資本主義の圧力の下に苦悶を重ぬ没落していく在来中小企業や中産階級の苦悩を代辯していたのである。

一体に錫蘭の國際感覺は鋭い國際認識の上に立つており、十年代の各新聞に述べられた所の鋭敏な國際情勢觀の況れを受け、しかも十年代の論調にみられる欧米帝國主義に対する疑々とした恐怖感は見受けられない。

このことは維新以来の二十年間の日本の成長——政治上では一応立憲体制が成立し、近代政治の機軸が確立したこと、經濟上では日本資本主義は原

始的蓄積の段階を終え、明治十九年を転機として近代的な産業企業の成長が始まり、軽工業部門を中心として近代化が押し進められていた事——がその自信を生んだ大きな要因であつたと思う。

又十年代にあつては内乱相次いだ日本としては当然のことでもあつたが、と角政米を権力政治の面において、所謂弱肉強食の一面ばかりを強調するむきもあつたが、羯南においては面政近代社会の他の面である、輝かしい入向解放の正史の所産である、自由々々平等々々博愛々々平和々々の崇高な人間理念の評価を適確に位置づけ、政米に對する認識を深めている。

このように國力の伸長、知識の広がり等、客観的、主体的条件の充實が相まつて彼の國際論に厚みと深さを与え、高潔なる志操と民族を愛する心が、鋭い中にも万人を肯かせるあたゝかみのある論旨をまんでいたのである。

## むすび

これまで私は陸羯南の条約改正問題に對する考

えを紹介し、条約問題研究に關する基礎資料解説の意味で卑見をのべて来た。

いふまでもなく彼は自他共に許す國民主義論者であり、國權論者であつた。注意すべきはそれがそのまゝ全体主義、帝國主義でないことであるが、いかにも彼の最終的に據る所の國命説は、國體の本義などで説くところのものと類似している。世界の新秩序建設といふ、道義的世界の創造といふところなどは、羯南の言説と全く適合する意がある。しかし一人の正史的な人間の思想を考察する時、その生きていた時代の正史的条件を無視して彼を評價し、思想全体の果した役割、意義に融れずしてその片言隻句を解釈しようとするのは非學向的な大きな誤りであろう。

羯南の國權論はあくまでも明治二十年代、即ち十九世紀末の世界史の流れの時点に立つて捉えられなければならない。そこにおける内外の向題の考察の上に立つてこそ羯南の真意に融れることを得、彼が何を憂い、何に苦悩し、何を望み、何を云わんとしたか、ゆるかるであろう。何よりも彼の

言行は条約改正問題の中において生命を待ったものである故、本稿に於いてはそれと関連づけて考察した。彼が改米列強の世界政策、帝國主義が滔々としてアジアに流れこんだ時に、よく近代國家として僅か二十耳しか経てない日本を、そして日本人に民族的團結の指針を与え、三百年の大平に横れた民衆に國際権力政治の真相を説いた功績の大きさを何よりもオーストリアに等げなければならないであらう。

彼は日本の國家としての世界的位置や近代帝國國家として欠けているものを次の如くのべている。改米は國をその組織より區別して三級とする。最劣等はトリヒコ、やゝ優等なものはエター、えはたゞ政府を備えるもの、最優等なのはナシイヨンといふ君臣一致して精神的組織をも有する國である。日本はエターに属すこみられている。エターからナシイヨンに進む方法として立憲政体をとるが日本はこの他に民刑法典制定も行い、形は一級なみだが心魂が固まっていなからエターとみられているのである。そして外國入自身にとつて

も不便な制限のある条約の改正に肯んじない理由は、領事裁判権と關稅制限だけが有利だからではない。勿論既に事實上の利を占めている点もあるが今条約を改正しなくとも、このまゝの状勢が続けば自然に諸権利が手に入るだろうとみているからである。不当の条約は徳川幕府ばかりを咎めてはならない。外人と手を握り、同胞に足を加えるものは現在の方が多くはないか。政府も内治上、外交上一定の主義があるのか。吾人は志なきの政府を有するあらじと、又民間の政客、現状を知らずして國際法、國際例の効能を唱えるばかり、今のまゝでさうして國際競争に勝たれよう。

鴉片のオニの功績は日本を含めた東洋全体の地位を改米と対等のものに引き上げる理論づけをなしたことであらう。勿論西歐に対する現実の政治、經濟面の劣勢は覆うべくもなかつたので文化面での貢献を強調していたが、盲目的に改米崇拜に走つた改米主義者、内地開放論者の対等論を批判して次のようにのべている。「彼等が外交上改米と対等になるといふのは改米風に倣ふといふのみ。

欧米大連合の仲間入をなすといふのみ。東洋人たる恥辱を免れんとするにあり。(国際論稿遺)と。従つて欧米が支那に迫れば日本もそれにならぬんとし、米國が支那人を排斥すれば日本も亦支那人を排斥しようとするのである。このような國家の主体性を失う如き態度こそ獨南の最も拒否してゐるところのものであつた。

獨南並いて五十年、この五十年間の世界の歩みは人類史上空前のものであつた。しかし日本の立場は獨南の憂いた時代より更に深刻である。だが一方獨南が一つの理想像として認めた眞の四海兄弟、万国平和の理想に近づくと道も又崩かれています時でもある。明治は決して今日に於いてセンチメンタリズムに回顧される如き。古く良き時代々々一口にいぬれる時代ではなかつた。しかし苦難を乗り越えていく毎に國民に一つの明るさをもたらしたことは事實であつた。しかし行きついた歴史の喘着が今日の惨めさであつたことを考えるならば、我々は今なお明治、大正に対して生きてゐる感情を尊重し下らも更に一歩進んでそれらの跡づ

けを科擧として行なはなければならないと思ふ。そして明治の四十年間と生死を共にした陸獨南を今こゝに改めて登場させるのも故なきことではないであらう。

(一九五七・八・一三)